

# 地域公共交通検討業務

## 仕様書

令和5年8月

柏原市 交通政策課

## 1. 基本事項

### 1-1. 業務名

地域公共交通検討業務

### 1-2. 業務目的

本業務は、高齢化が進む本市において、誰もがより快適で容易に移動できる交通手段を維持・確保するため、市内の公共交通の現況及び移動ニーズを調査、把握、分析することにより、市内循環バスの再編案の作成及び本市の将来的な公共交通の方向性を検討することを目的とする。

### 1-3. 業務期間

(1) 契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

### 1-4. 準拠する関係法令等

本業務は、特記仕様書のほか、以下の法令等に準拠して実施することとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- (6) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (7) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 国土交通省
- (8) 第5次柏原市総合計画
- (9) 第2期柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (10) 柏原市都市計画マスタープラン
- (11) 柏原市公共施設等再編整備基本計画
- (12) 柏原市財務規則（昭和39年3月16日規則第7号）
- (13) その他関係法令及び諸規則

### 1-5. 業務概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 地域公共交通検討業務
  - ① 柏原市の現状把握 1式
  - ② 公共交通の現状と利用実態把握 1式
  - ③ 公共交通に関する課題の整理 1式
  - ④ 公共交通の住民ニーズ把握 1式
  - ⑤ 基本的な方針と将来像の設定 1式
  - ⑥ 市内循環バス見直し計画案の作成 1式
  - ⑦ 庁内会議の運営支援 1式

⑧ 関係機関との協議及び調整	1 式
⑨ パブリックコメント実施への支援	1 式
⑩ 報告書の作成	1 式
⑪ 打合せ協議	1 式

#### 1-6. 著作権

本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、引渡しと同時に本市に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれる場合、受注者が本業務を行うにあたり、新たに作成した著作物を除き、当該著作物の著作権は従前から著作権者に帰属するものとする。

#### 1-7. 疑義

本特記仕様書に定めなき事項又は疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上で、決定することとする。

#### 1-8. 賠償責任

受注者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償することとする。

#### 1-9. 契約不適合責任

本業務における契約不適合責任の期間は成果品引き渡し後 1 年とし、不適合が発見された場合は、発注者は成果品納品後 1 年以内に受注者に通知するものとする。

#### 1-10. 再委託

受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

### 2. 業務内容

#### (1) 現状把握

##### ① 概況整理

柏原市の人口、世帯数、都市構造、土地利用、観光、産業、財政状況などの現状を整理する。

##### ② 上位・関連計画の整理

第 5 次柏原市総合計画、柏原市都市計画マスタープラン、柏原市公共施設等再編整備基本計画等の本業務と関連する上位・関連計画を収集し、柏原市の目指すまちづくりの方向性と公共交通の位置付けを整理する。

#### (2) 公共交通の現状と利用実態把握

##### ① 公共交通の現状把握

市内の鉄道・バス等の公共交通機関の運行状況、利用状況等のデータを収集、整理する。また、人口

動態や地理的特性、施設の立地状況についても整理する。

## ② 市内循環バスの現状把握

これまでに得られた市内循環バスの乗降客データを活用、分析、整理する。

### ◎活用できる市内循環バスのデータの例

- ・市内循環バスの利用者数（日毎、便毎、停留所毎）
- ・市内循環バスの各便 OD データ（AI カメラにより収集 期間:令和5年1月～8月）

## (3) 公共交通に関する課題の整理

公共交通を取り巻く環境の変化や今後解決すべき課題を整理する。また、課題整理において不足している情報等を明らかにした上で、検討に必要なアンケート調査等の事項を整理する。

## (4) 公共交通の住民ニーズ把握

公共交通の住民ニーズ把握に必要な調査を実施し、整理する。

### ① 住民アンケート調査

市民の日常移動実態や交通需要、公共交通の利用状況について把握するための住民アンケート調査を実施する。また、交通空白地となっている地域、公共交通をほとんど利用しない住民の意向を把握できるように実施すること。なお、アンケート調査については、有効な結果が得られるような対象者、配布先、配布数、方法等を検討し実施すること。

### ② 市内循環バス利用者アンケート調査

市内循環バス利用者の利用実態やニーズを把握（利用目的、各便の乗継、二次交通としての利用状況等）するため、アンケート調査を実施する。なお、アンケート調査については、有効な結果が得られるような対象者、配布先、配布数、方法等を検討し実施すること。

※アンケート調査は「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」等を参考に検討することを想定。方法については、郵送、web、聞き取り等が考えられる。

### ③ 新しい公共交通の効果検証

本市において、交通事業者による路線バスの新規参入及び AI オンデマンド交通の社会実験が予定されている。本市の公共交通に対する影響、今後の施策立案に向けた効果検証を実施する。効果検証については、交通事業者より提供されたデータ、本業務で得られた調査結果等を活用し、行うこととする。

## (5) 基本的な方針と将来像の設定

公共交通に関する課題整理をふまえ、上位計画や関連計画との整合やまちづくりの観点も含めて、基本的な方針及び目指すべき将来像を設定する。また、基本的な方針及び将来像は、今後の地域公共交通計画策定を見据えたものとなるよう、留意する。

## (6) 市内循環バス見直し計画案の作成

目指すべき将来像の実現に向けた市内循環バス見直し計画（新ルート）を作成する。運行形態、路線、運行時間帯、運行頻度等を効率的、効果的な運行となるよう検討し、見直し計画としてとりまとめる。

(7) 庁内会議の運営支援

本業務期間内に開催する庁内会議において、必要な資料作成や補助を行う。

(8) 関係機関との協議及び調整

交通事業者、運輸局、警察等の関係機関との協議を行い、それぞれの機関が共通した認識のもと、市内循環バス見直しや将来像の設定を行うため、十分な調整を行う。

(9) パブリックコメント実施への支援

市内循環バス見直しに際し、パブリックコメントの実施に対する支援を行う。

(10) 報告書の作成

本業務の取りまとめを行い、報告書の作成を行う。

(11) 打合せ協議

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ 3 回、成果物納入時の計 5 回行う。なお、初回及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

3. 成果品

本業務の成果品として、以下の成果品を提出するものとする。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 業務報告書         | 2 部 |
| (2) 電子データ         | 1 式 |
| (3) その他発注者が指示するもの |     |